



＊ 研究会報告 ＊

『東アジアの租界とメディア空間』研究会

「台湾における居留地」

日時：2012年7月6日（金）16:00～

会場：神奈川大学横浜キャンパス 21号館 4階 405会議室

栗原 純（非文字資料研究センター研究協力者）

はじめに

台湾は一八六〇年の北京条約によって開港して以来、全島に四ヶ所の居留地が設置された。

清末の台湾は米をはじめ、砂糖・茶・樟腦の商品生産が盛んで、東アジア交易圏の重要な一環であった。米は主に対岸の福建省など大陸に移出され、砂糖は洋行により香港に運ばれて精製され、あるいは赤糖という名称で日本に輸出された。また、茶は開港以降、北部の淡水河流域に栽培地が拡大し、その集荷地として中流域の大稲埕が発展し、台北の市街が形成された。台湾茶には烏龍茶と包種茶があり、後者は東南アジアの華人・華僑などに好まれたが、前者はニューヨーク市場に輸出され、日本緑茶のライバルであった。

また、樟腦は化学的に防虫剤が製造されるまで、防虫剤として貴重であっただけでなく、無煙火薬・セルロイドの生産にも不可欠な商品であり、台湾が世界の供給地であったため、イギリス・ドイツなどの洋行が進出し、一八六九年には樟腦条約を清朝と締結して税関長の発給する通行券を獲得し、内地に進出してその製造・流通を支配していた。

本稿では、この列国の台湾における居留地の実情と改正条約が適用される以前の台湾総督府の対応について、関係史料を以下に紹介しておきたい。

居留地と総督府の政策

一八九五年五月八日、講和条約の批准により台湾領有が確定した日本は台湾における列国の既得権と対峙することになる。既得権とは、居留地の獲得だけではなく、茶貿易、樟腦製造・流通などにおける支配を意味するが、ここでは居留地の実態について言及する。

日本軍は島民の抵抗により、容易に台北に入場できなかったが、ようやく六月一七日に台北において始政式を挙行し、日本の統治が開始された。

その直後、六月二八日、公使館一等書記官島村久は居留地について、

清国各海口外国人居留地ノ種類二種アリ

甲ハ清国政府ヨリ各国政府ヘ一定ノ区画アル土地即租界ト唱ヘシ大区画ヲ貸与シ該各国政府ハ其国ノ商民ニ再ヒ小区ニ分別シテ貸与即公売法ヲ以テ借地権ヲ売与スルナリ

乙ハ区画即租界ヲ定メス外国商民ノ随意ニ土人ヨリ土地ヲ永代借入レ又ハ買入レヲ許セシナリ

当台湾四口即チ淡水基隆安平打狗ノ如キハ乙種ノ類ニシテ一定ノ区画ナケレバ土人ヨリ土地ヲ永代借入レ又ハ買入レ其地券ハ当該領事館ノ台帳ニ記入スルヲ例トセリ（「明治二八年 台湾総督府公文類纂 乙種永久保存一七」第一六案件）

と、総督樺山資紀に報告し、台湾における居留地の実態が内地の場合とは異なることを指摘している。

この報告を承けた樺山は、七月三日、

当台湾四港ニ於ケル外国人ノ土地所有ニ関シ……淡水基隆安平打狗ニ居留スル外国人ハ従来土人居住ノ市街又ハ其附近ニ於テ土地ヲ永代借入シ又ハ買入レ地券三通ヲ製シ当該県庁及領事庁ノ検印ヲ乞ヒ後証ノ為メ県庁領事庁及ヒ借入レ又ハ買入レ人於テ各個各通ヲ保存スル慣例ニ有之……従来所有ノ分ハ如何処分致シ候哉又タ将来所有スベキ分ハ如何取扱ヒ候哉……右規則制定ノ儀上申有之候間可然御詮議ノ上何分ノ義御訓令……（同上）

と内閣総理大臣伊藤に上申して請訓している。一八九九年に予定されている改正条約の施行を控え、この改正条

約は台湾にも適用するのかどうかさえ、不確定の状況において、列国との関係には慎重にならざるを得なかったものと思われる。

翌一八九六年四月、樺山は拓殖務大臣高島鞆之助に対して、「外国人居留地ハ清国政府管轄ノ当時経界ノ定メナク略ホ雑居ノ姿ト為リ」「殊ニ淡水港ノ如キハ内外人トモ本ト滬尾一区ヲ以テ外国貿易場ト認メタルニ拘ハラズ外人等ハ淡水ナル地名ノ曖昧ナルヲ利用シ淡水県下何レノ地ヲ撰バズ外国人居留シ得ルモノト主張シ」中流域の大稲埕まで居留地となっている現状を指摘し、「差向キ居留地ノ経界」の画定が急務であるとして「台湾島内淡水基隆安平打狗ノ四港並台南府ニ於ケル外国人居留地ノ経界取極方ノ方針ニ付伺案」を具申し、七月に高島の承認を得ている。

この案によれば、

- 一 淡水（即滬尾）安平打狗ノ三港ハ現在略ホ其形ヲ成ス所ノ居留地（即外人ノ集合セル処）ニ就キ適宜斟酌シテ其経界ヲ定ムル事
但現在ノ僥倖純ノ外国人居留地ト為スハ頗ル困難ニ付矢張雑居ノ制ニ從ヒ唯其雑居ヲ許スベキ句界ヲ定ムルニ止ムベシ
- 二 大稲埕ニ居留スル外人ハ其地券面ハ手代支那人ノ名義タルニ拘ハラズ公然外商ノ招牌ヲ掲ケテ営業シ……清国政府ハ多年之ヲ黙許……今俄ニ之ヲ禁ゼバ必ス外人ノ苦情ヲ招クベシ殊ニ大稲埕ハ貿易市場ノ中央ニシテ輸出貿易ノ取引甚ダ盛ナレバ之ヲ廢スルハ得策ニ非ズ依テ……居留ヲ許シ適宜其経界ヲ定メ滬尾居留地ト一体ニ見做ス事
- 三 基隆ニハ外人ノ土地ヲ所有スル者アルモ未タ居住ヲ定メタルモノアラズ依テ目下新ニ適當ノ地区ヲ撰ビ之ヲ定ムル事
- 四 台南府ハ外人皆散居シテ居留地ヲ形造リタル処ナキモ府内適當ノ地区ヲ撰ビ雑居地区ト為ス事（「明治三〇年 台湾総督府公文類纂 甲種永久保存一一」第一三案件）

と、各居留地に対する方策が稟議されている。

さらに総督府は、同年八月、「外国人関係土地処分標準」を策定し、

- 一 条約ニ依リ外人……ハ各開港場若ハ開市場ニ於テ土地建物ヲ借受ケ（永代若ハ有期トモ）又ハ建物ヲ所有スルコトヲ許サレタルモノナレハ各開港、市場ニ於テ居留地若ハ雑居地区ノ規

定セラレサル間ハ開港、市場ト認メ得ヘキ地区内ニ於テ外国人ノ土地建物ヲ借受ケ又ハ建物ヲ所有スルヲ公認スヘシ

- 二 従来開港市場ト認メ難キ遠隔ノ地ニ於テ外国人ノ土地建物ヲ借受若ハ所有スル者アル時ハ地方官庁ハ公認ノ手續ヲ為サス其事情ヲ具シ民政局長ヘ報告シテ指揮ヲ請フヘシ（「明治三〇年 台湾総督府公文類纂 永久追加三」第一案件）
- と、居留地の存在する台北県・台南県知事に通達して、既得権を承認している。

また、一八九六年一月、総督府は「外国人ノ事情ヲ斟酌シ本島樟脳業ニ関シテハ其通知ヲ為シタル日ヨリ向フ一ケ年ヲ猶予期限トナシ」領事ノ通行券を得て、内地に入ることを承認する旨、ドイツ領事・イギリス領事などに通知しており、列国との関係に配慮し、宥和的な対応をしている（「明治二八年至明治二九年 台南県公文類纂 一一」第二五案件）。

上記の案が本国政府の承認を得たことにより、翌一八九七年四月二一日、総督乃木希典は告示二二二号により以下のように居留地を画定した。ここでは、台南についてその区域を引用しておきたい。

- 一 台南雑居地区 大東門ト小東門トヲ以テ区画セル地区及大西門外現形ノ市街ヲ以テ区域トス（「明治二九年至明治三〇年 台南県公文類纂 五七」第四案件）

しかし、この告示に対して、台南のイギリス領事ケイニイは、

外国人社会ハ一同皆曰ク台南市ハ既往英国及其他一般ノ外国貿易ノ利益ノ為メ無制限ノ開港場ト認定セラレ同市ノ如何ナル部分ニ住居シ不動産ヲ買受ケ借受ケ又営業ニ従事スルモ彼等既存ノ権利タルヲ以テ如何ナル区域ニ対シテモ反対ナリ（「明治三〇年 台湾総督府公文類纂 甲種永久保存一一」第一五案件）

と、清代以来の既得権を主張し、民政局長水野遵に撤回を迫ったが、総督府は「各港トモ外国人ノ現居住地ヨリハ其範圍ヲ広メ且ツ特大稲埕ヲ雑居地ニ組入レ以テ外国人ノ便利ニ供シタルハ御承知ノ通」（同上）としてその抗議を拒否している。

以上、改正条約を台湾に適用するのかどうか、本国政府においても懸案とされていた時期、列国の既得権への配慮とともに、総督府は、清国と列国との条約は既に消滅しており、四港一市に外国人の居住区域を定めるのは日本政府の権利という主権者意識を表明したといえよう。